

## 会 議 録

会 議 名 (審議会等名)	川西市環境審議会		
事 務 局	市民生活部市民環境室環境創造課 内線(2931)		
開 催 日 時	平成23年3月24日(木) 18時00分～20時00分		
開 催 場 所	川西市役所 7階 大会議室		
出 席 者	委 員	竹岡委員(会長)・木下委員(副会長)・井口委員・豊福委員・服部委員 河野委員・中本委員・深田委員・石井委員・北野委員・津田委員 水田委員	
	その他		
	事務局	市民生活部長：多田 仁三・市民環境室長：福西 義昭 市民環境室参事：井上 功・環境創造課長：杵田 功 主査：山崎祐美子・主任：柳本 一志	
傍 聴 の 可 否	<input checked="" type="checkbox"/> 可・不可・一部不可	傍聴者数	1 人
傍聴不可・一部不可の場合は、その理由			
会 議 次 第	1 川西市環境率先行動計画(第3次計画)策定の報告 2 環境保全条例の改正経過報告 3 その他		
会 議 結 果	詳細は審議経過のとおり		

## 審議経過

事務局	<p>事務局より開催にあたって、新委員の紹介、定足数の説明</p> <p>それでは審議会の進行につきましては、会長よりお願いしたいと思います。会長、よろしくお願いします。</p>
会長	<p>こんばんは。年度末の押し詰まった時期でございますが、委員のみなさま、当環境審議会にお集まりいただき、誠にありがとうございます。</p> <p>当審議会におきましては、「新しい課題に適応した環境施策のあり方」についての諮問に対して、平成17年12月に「環境基本条例のあり方」の答申をいたしました。市ではこれを受け、平成18年6月に「川西市環境基本条例」を制定し、また条例に基づき環境の保全と創造に関する施策を計画的に推進するための「川西市環境基本計画」を平成19年4月に策定されました。</p> <p>計画策定後、4年が経過しますが、今後とも市民や事業者の方々になお一層周知を図り、環境への取り組みを、市、市民、事業者の連携・協力体制のもと進めていただくよう願うところでございます。</p> <p>その後、当審議会としましては、昭和48年に制定した川西市環境保全条例が今日の社会情勢や環境施策に適合させる必要があることや平成18年に制定した環境基本条例の理念や内容との整合を図る必要があることから、環境保全条例の改正が諮問事項に対する残された課題であるとして、検討に入ることとなりました。</p> <p>現在、行政法を専門とする3名の学識経験者に専門委員として環境保全条例の見直しについて協議をしていただいております。この協議経過につきましては後ほど報告をいただく予定です。</p> <p>今後、専門委員会での協議がまとまれば、当審議会でご審議いただく予定としております。</p> <p>本日のこの会議がスムーズに進行できますよう、みなさまのご協力をよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、早速ですが、議事に入ります。</p> <p>それでは、会議次第に沿いまして、議事を進めて参りたいと思います。</p> <p>まず、議題(1)の川西市環境率先行動計画(第3次計画)策定の報告についてです。これについて、事務局から報告をお願いします。</p>
事務局	<p>川西市環境率先行動計画ですが、本市では、阪神間の中でもいち早く、平成12年に川西市環境率先行動計画を策定し、温室効果ガスの排出量を基準年度の平成11年度より6%削減することを目標に取り組みました。</p> <p>その後、平成17年12月に21年度までの5カ年計画として第2次の環境率先行動計画の改定を行いました。そして、2次計画期間が終了したため、このたび第3次の環境率先行動計画を策定し、新たな取り組みを開始しているものでございます。</p> <p>第3次計画の策定にあたりましては、第2次の環境率先行動計画の実績を踏まえる必要があることから、まず、第2次の5年間の実績結果について報告いたします。資料の川西市環境率先行動計画第2次計画実績報告書をご覧ください。</p> <p>これは、平成17年度から平成21年度までを計画期間としており、昨年度で</p>

この計画期間が終了したため計画期間の5年間における数値目標の達成状況、実績報告を表したものです。

それぞれの計画の目標は平成16年度の実績値を基準値として、計画期間内の達成に向けて取り組みを行うことといたしました。

それでは、資料をお開きください。

1番「低公害車・低排出ガス車の導入」についてです。数値目標は公用車を更新又は新規購入する場合には、低公害車あるいは低排出ガス車とすることを原則とするとしています。

21年度、計画の最終年度における公用車のうちの低公害車は、天然ガス車11台（この11台の内訳はごみ収集車4台、小型貨物車1台、軽四自動車6台です）そして、ハイブリッド車3台となっています。また、低排出ガス車は、計117台となっています。全保有台数に対する低公害自動車等が占める割合は51.0%となっています。

次に2番「用紙類の使用量の削減」です。平成17年度に立てた数値目標は、用紙類の総使用量を平成16年度を基準にA4換算で10%以上削減するとしていますが、21年度用の紙類使用量は、基準年度に比べ、約500万枚、12.6%の増加となっています。

外注などの印刷物の枚数は基準年度に比べて19万5千枚減っていますが、コピー用紙などの用紙類が逆に520万枚増えており、全体として12.6%の増加になったものです。

3番「電気使用量の削減」ですが、数値目標は電気の総使用量を平成16年度より10%以上削減するとしてしています。計画期間最終年度の21年度の実績は、基準年度より1,300万kwh減少しており基準年度に比べ30.4%の減少となっています。この要因としては、平成17年度の火打前処理場の廃止、平成20年度の南北両処理センターの廃止があげられます。

次に4番「水使用量の削減」ですが、数値目標は水道水の使用量は平成16年度から増加させないこととしており、21年度の本庁舎及び分庁舎の水使用量は、基準年度に比べ8.7%の減少となっています。

次に右のページに移りまして、5番「市施設等で使用する燃料の削減」についてです。数値目標は、市施設及び公用車で使用する燃料を平成16年度を基準に10%以上削減をめざすとしてしています。21年度の実績では、それぞれの燃料種によって増減量の違いはあるものの、燃料を原油換算してその総和で比較すると、基準年度に比べて10.6%の削減となることから、目標達成といたしました。

次の6番「廃棄物の減量」です。数値目標は、市施設から排出される廃棄物の総量を平成16年度を基準に10%以上減量をめざすとしてしています。

21年度の実績では、市施設から排出される可燃ごみ・粗大ごみの廃棄物総量は、基準年度に比べ39.2%の減少となっています。

次に7番「公共工事における建設副産物の再利用」です。

数値目標値は、公共工事における建設副産物、これは建設廃棄物とも言いですが、その発生を抑制し、再利用率80%をめざすとするものです。

公共工事における建設副産物の再利用については、各項目ごとにその再利用率を掲載していますが、アスファルト塊については再利用率100%、コンクリート塊95.0%となっていますが、発生土は23.3%、建設発生木材は27.7%にとどまっています。

最後に、裏面8番「温室効果ガス総排出量の削減」です。数値目標は、温室効果ガスの総排出量を平成21年度までに16年度基準から12%削減をめざすとしています。

計画最終年度の21年度の結果は、温室効果ガスの総排出量はCO2換算で1万1千666トンで、基準年度より2万1千717トン減少し65.1%の削減となりました。

この減少の要因は、先ほどの電気使用量と同様に17年度に火打前処理場の廃止と20年度の南北両ごみ処理センターの廃止によるものです。

南北両センターのごみの分は、国崎クリーンセンターで焼却されておりますが国崎クリーンセンターは市の組織ではないため温室効果ガスの排出量に算定されませんが、表の右端には参考として、国崎クリーンセンターの本市域分のごみ焼却による排出量を加算した場合の値を示しています。

国崎クリーンセンターからの温室効果ガス排出量を加算した場合、市の排出量は2万5千745トンとなり、基準年に比べて22.9%の削減となります。

また、中段の表をご覧くださいと、21年度の温室効果ガス総排出量の1万1千666トンは、(A)の行動計画の取組みによるもの1万1千657トンと(B)のその他排出量に含まれるもの9.3トンの合計ですが、(A)の本行動計画の取組みによる温室効果ガス排出量1万1657トンは、基準年度の1万2952トンに比べ約10%の減少になりますがこれは、電気使用量に基づく二酸化炭素排出量の計算過程において排出係数が20%下がったことによるものです。そして(B)のその他の排出量については、基準年度は2万430トンであったのが、施設の廃止により9.3トンになり大幅に減少しましたが、参考の表にあるように国崎クリーンセンターからの排出量を加算すると1万4千87トンとなり基準年度に比べて31%の減少となっています。

以上で、環境率先行動計画第2次計画実績報告書の報告を終わります。

次に、資料「川西市環境率先行動計画第3次計画(案)」についてご説明します。

資料表紙の表の一番下、これまでの成果を踏まえ第3次計画を策定するとしています。

資料1ページ、計画策定の背景と趣旨は省略させていただきます。

次に3ページ、2計画の目的ですが、市が一事業者・一消費者としての立場から市の事務及び事業に関し設定した目標に向かって、市自らが環境保全のため行動計画を率先して実行し、環境負荷の低減を図り、また、温室効果ガス排出抑制等の措置により、地球温暖化対策の推進を図ること。そして進捗状況等を公表することにより、市民・事業者の自主的な取り組みの促進に資することを目的としています。

3計画の期間ですが、本計画は平成22年度から平成26年度までを計画期間とし、この間の実績や技術的進歩等を踏まえ必要に応じ見直しを行うこととしています。

4計画の範囲ですが、この計画では市のすべての事務・事業を対象とするため市立川西病院、市立小中学校等を含めたすべての組織や施設を対象とします。ただし、外部に委託して行う事務、事業は対象外としますが、温室効果ガスの排出削減等の措置が可能なものについては、受託者に対して必要な措置を講ずるよう要請することとしています。また、猪名川上流広域ごみ処理施設組合が行う廃棄物処理業務は、一部事務組合が行っている事業のため対象外としていますが、本市域から出るごみ焼却に伴う温室効果ガス排出量の把握はこれまでと同様行うこととします。

4ページ5温室効果ガスの発生状況ですが、先ほどの実績報告のとおりでござい

ますが、第3次計画ではエネルギーを起源とする温室効果ガス発生状況とエネルギー以外を発生源とする温室効果ガス発生状況に別けて示しています。エネルギー起源の温室効果ガス発生状況は11,639トンですが、そのうち89%が電気使用、都市ガスの使用によるものです。

次に5ページ 6環境負荷の現況ですが、これまでの取り組み項目のうち温室効果ガス排出量の算定が可能な用紙類と水道水の現況で、先ほどの実績報告のとおりでございますが、用紙類使用量から算定した温室効果ガス469トンは製紙会社から排出され、水道水使用量から算出される11.2トンや217トンの温室効果ガスは一部は久代浄水場から排出されるものの、主には県の多田浄水場から排出されるものであり、川西市の排出量としては計上されないこととなります。そこで、6ページ 7計画の目標ですが、平成26年度に達成する目標を、(1)エネルギー起源の温室効果ガスの排出量と(2)エネルギー以外を起源とする温室効果ガスの排出量等に別けて示しています。

(1) エネルギー起源による温室効果ガスの排出量では、平成21年度比で5%以上削減するとしました。これは、エネルギー使用の合理化に関する法律で目標とされているエネルギー使用量の削減にあわせたものです。

また、削減目標の取扱いを下欄のとおり示しています。まず、利用するエネルギー種別が計画期間中に変更されることもあることからエネルギー種別ごとの管理目標は設けません。例えば暖房を石油ストーブで行っていたのを電気に変えた場合、灯油使用量は減るので目標を達成しますが、その分電気使用量が増えることとなります。エネルギー種別の一つ一つに目標を掲げるよりも、エネルギーをトータルで考えようとするものです。

次に施設の廃止や移管があった場合は、基準年度のCO2全体排出量から当該施設の基準年度のCO2排出量を差し引いた量を基準量とします。これは、2次計画で南北処理センターが廃止されたことによって排出量が大幅に削減されましたが、第3次計画では、施設が廃止された場合はその施設の排出量は計算しないようにしようとするものです。そしてCO2排出係数に見直しがあった場合も計画期間内は当初の係数を使用することとしますとしています。温室効果ガス排出量の算定には排出係数を乗じることになっていますが、この係数が変わった場合も、計画による取り組み状況がわかるように計画期間内は当初の係数を使用することとしています。

次に7ページ(2)エネルギー以外を起源とする温室効果ガスの排出量、環境負荷の項目から発生する温室効果ガスの排出量に関する目標値ですが、自動車の走行カーエアコン、笑気ガスなどエネルギー以外を起源とする温室効果ガスは、4ページで示していますようにCO2排出量への寄与率が0.23%と極端に低いため目標値の設定は行わないものとします。ただし、現状から増加しないよう数値の把握に努め監視を行っていくこととします。また、用紙類、水の使用、廃棄物の減量など環境負荷の項目についても現状から増加しないよう数値の把握に努め、監視を行っていくこととします。

次に8ページ 計画の目標を達成するための具体的な取り組みですが、4点挙げています。まず、1点目、エネルギー起源の温室効果ガス排出量の削減ですが新規の取り組みとして(1)各施設ごとにそれぞれの設備等の更新計画を策定し年次的にエネルギー使用量の削減を進めること、(2)各施設ごとに国の示す判断基準に基づき管理標準を定め、それを確実に適用して日常的に使用するエネルギーの削減に努めるとしています。これは、改正省エネ法の施行に伴い実施すべき事項であり、新規の取り組み項目としています。

また、(3)は2次計画から継続して取り組むこととして、職員は公用車の運転にあたってはエコドライブを徹底する。不必要な照明の消灯、OA機器のスイッチ

オフの励行、ノー残業デーの遵守、エレベーター利用を控えられるだけ階段を利用する、などを掲げています。

2点目のエネルギー以外を起源とする温室効果ガス排出量の削減、環境負荷の項目にかかる温室効果ガスの削減では、継続して、用紙類の使用量の削減、水使用量の削減を掲げています。

3点目のその他省資源の推進、環境配慮型行動の徹底では、購入の無駄をなくすことやエコマーク、グリーンマーク等の各種環境ラベリング商品等の購入に努めること、印刷物に再生紙使用マークを記載すること、古紙のリサイクルに努めること、毎月20日のノーマイカーデーの推進に努めることなど掲げています。

4点目の職員の環境保全に関する啓発や研修等の実施につきましては、新たに職員を対象にした研修会の実施や必要な情報の提供に努めることとしているほか、23年度に市役所南側玄関に太陽光発電システムの設置を計画しており、発電システムやモニターの設置を通して職員に対する省エネルギーの意識の高揚を図ることとしています。

そして10ページ 計画の進行管理ですが、計画の推進・点検体制は2次計画同様「川西市環境率先行動計画推進本部設置要綱」に基づき行うこととしています。

第3次計画の策定に伴いこの要綱も改正し、従来の課等に配置している推進員に加えて、施設ごとに新たに施設エネルギー管理者を選任することとしました。この施設エネルギー管理者は、設備の日常管理を行いエネルギー及び温室効果ガスの削減に努めることとします。そして、従来どおり課等に配置された推進員は各職場における環境負荷の項目にかかる計画の推進にあたりとともに、計画の進行管理に必要な項目について年間の実績値を把握します。把握された実績値については、推進員が属する部局等の統括推進委員へ報告し、その内容については統括推進委員会で点検を行うこととします。

そして、(2) 取り組み結果の公表ですが、進捗状況については毎年ホームページや環境市民会議等で公表することとします。

以上、雑駁ではありますが、議題1の川西市環境率先行動計画〈第3次計画〉策定の報告でございます。

会長

どうもありがとうございました。  
ただ今の事務局の報告について、委員から何かご質問、ご意見がございましたらお願いします。

委員

第3次計画の3ページの一番最後なんですけれども、猪名川上流広域ごみ処理組合が行う廃棄物処理業務は対象外となっている理由はどうしてでしょうか？

事務局

4番の範囲にありますように市の事業を対象としておりまして、猪名川上流ごみ処理組合というのは市の事業ではないということで、対象外ということになりました。ただ、数値につきましては、把握をしようということで、前回の審議会でも、数値は市の事務ではないけれども数値を把握しなさいということでしたので、2次の実績報告のところにも参考値として示させていただいた次第でございます。

会長

第2次計画の何番目の項目ですか？

事務局

最後の8番のところです。  
下の表の(B) その他の取り組み、減少についてのところ です。

会長	川西市の分だけ計算した数値が示されているんですね？
事務局	川西市が出す温室効果ガス総排出量が11,666トンになっておりますが参考21年度と書いてますように、25,744トン、これはクリーンセンターの分を加えたものです。この表2つ目の右側の参考値がクリーンセンター分を加えた数値になっております。というように、川西市の分での計算はもちろんしますが、クリーンセンターの分も把握した上で、それを今後、皆様にお示ししていこうと考えております。 なお、クリーンセンターはクリーンセンターでこういった行動計画は作られるはずで。
委員	川西市がお金を出してしておられるし、現実的にこれを見ても効果が上がっているわけですね。77.1%というように20年度と比べて効果が上がっているとしたら、別に置いといても、ごみ処理施設を作ったことによっても効果があるんだということをいえるんじゃないかなと思うんです。川西市は関係ないと言いつつ、実際は川西市がお金を出して、他市の分を削って川西市のごみ処理分に関することをやってるんですから。それと同時にここで使うエネルギー量はものすごく大きいので、今まではごみ処理施設を自分の市で持ってたから計算してたんですよね。別に外さなくても特にこれで合理的に行くのであればいいのかなと思ったんですけど。
事務局	平成10年に川西市が中心になりまして、猪名川町、大阪府能勢町、豊能町の1市3町の一部事務組合というかたちで、地方自治法に基づく自治体として設立、認可を認められたわけでごさいます。川西市という自治体とは別格のというか、同じ地方自治体としての性格を有しますので、各々独立してこういった環境管理についての計画もお持ちいただくということになっております。ただ、その中で6割から7割ぐらいは川西市の排出量ということで、主要な排出量ということになりますので、参考といたしまして、併記させていただきました。ご理解いただきますようお願いいたします。
会長	この猪名川上流広域ごみセンターが作られます場合に、この環境審議会でもずいぶん議論したという経緯がありますので、できました以上は全体の数値とそれから川西市の関係ある分の数値と両方出していただくのがいいんじゃないでしょうか？今、委員がおっしゃいましたように、効果を実際に上げているということも、その数値によってよく分かるでしょうから。
事務局	そういった点がございますので、参考というかたちで定義させていただいております。今後もそういうかたちで、川西市分と国崎クリーンセンターを含めた場合という2本立てでご覧いただけるようにしていきたいと考えております。
会長	全体の数値を残さないと、なんとなく隠しているような気分がございまして、やはり前後を出していただいて作ってよかったのではないかと分るようなふうにしていただけたらいいのではないかと思います。それでよろしいですか？
委員	はい。
会長	ほかにどうぞ。

委員	<p>具体的な話ですが、第2次計画実績報告書では非常に達成率が上がった、3次の計画もそういった目標を立てられているんですが、実際問題とその行動計画に對しまして、職制との対応はどうなっているのかということです。職制の対応とは、いろいろなエネルギーや公用自動車のガソリンの問題などに対するキャンペーンや啓蒙です。といいますのは、皆さんご存知のように、例えば各家庭ではごみの収集車が朝に来ます。そのごみの収集車はステーションからステーションまで非常に距離が短いのに、急発進してるわけです。となりますと、ここに掲げられてる行動計画とちょっと違和感があるのではないかと、いう気がします。そういった実際の現場とこういうプランニングとの乖離が私にとりまして少しいかなものかと思うのですが、その点の事情を聞かせてほしいです。</p>
事務局	<p>2次計画期間中は、毎月各職員にアンケートをとり、自分で自己チェックするようというシステムをとっておりました。</p> <p>例えば、近くの階ならエレベーターを使わずに歩くとか、再生封筒を使用したとか、会議で使う用紙類はできるだけ少なくしたなどのアンケートを取るようにしておりまして、それがどこまで実効性があるかは難しいですが、職員が記入することによって、少なくともこういう項目があったんだということを認識してもらい、その集計を取って、ノー残業デーは何パーセントできたとかを内部的には作っておりました。</p> <p>エコドライブにつきましては、市民啓発用のエコドライブの進め方というのは環境の出前講座などでお話したことはあるのですが、職員につきましては、まだ具体的にはそこまではできてないのが実情でございます。今後どう浸透していくかは研究していきたいと思いますが、2次計画では毎月職員の意識啓発をはかるためのアンケートは取っている次第です。</p>
委員	<p>それでは、現実問題として甘いですね。例えば、企業では、えんぴつ1本でも現物を持っていかなければ新しい物に替えてもらえないんですね。短くなっちはじめて新しいものをもらえる、そういったシビアな点があるわけです。ですから、行政としてもそういった点を管理計画としてやっていかなければ、こういった立派なプランニングがあっても、現実として市民としては大いに疑問を持っておられるのが現状ではないでしょうか？私は非常に痛切に感じます。職員に問いかけても、危機感を持っておられるかは疑問に思います。ごみの収集はひどいです。10メートルぐらいのごみステーションの間でも急発進しますから。そういったときに、この計画と相反します。そういう点をどう考えるかです。</p>
会長	<p>どこの課の仕事ですか？</p>
委員	<p>ごみの収集は美化推進部でしょう。</p>
事務局	<p>委員からご指摘いただきました件につきまして、まず燃料の使用量につきましては10%以上削減というかたちで、ガソリン、灯油、軽油、重油こういったものを含めて達成している状況です。これはもちろん美化推進部の燃料使用量も含め全庁的に実績報告をいただきまして、それを積み上げた数字でございますので、十分達成している状況です。</p> <p>職員ひとりひとりへの努力ということにつきましては、こちらに掲げておりますような市を挙げました環境率先行動計画推進本部とその下部の統括推進委員会、推進委員というかたちで各職員に毎月環境行動を見直すような、職員ひとりひとりがチェックするようなシステムを採用し全庁的に集約しています。</p>



	<p>例えば、昼休みには真っ暗な中で昼食も取っております。そこまでして職員はやっております。ただ、その中で残念なところは、2番の用紙類については目標を達成することはできていません。これも予算決算の資料についても、必要最小限しか印刷しないようにしており、後はパソコンで検索できるようにしているんですが、昨今の市民の皆さんへの説明責任ということで、会議の資料もお渡しさせていただいたり、あるいはパブリックコメントというかたちで市の大きな事業の計画の時には資料もあらかじめ作成して各公民館等で置かせていただいたり、必要に迫られた用紙類ということもありますので、市民サービスは低下することはできませんので、その部分は充実しつつ、職員が使用しているガソリンや用紙類、エネルギーについては可能な範囲で削減する努力させていただいています。</p> <p>目的の温室効果ガスについては、70%ぐらいの削減ができました。また国崎クリーンセンターをふくめましても、22.9%の削減ができたことから市としての行動計画の目標は達しているのではないかと思います。</p> <p>ただ、委員のご指摘いただいておりますように、さらにもっと厳しくエネルギー消費の改善に向けて取り組む必要があると考えておりますので、今後検討させていただきたいと考えております。</p>
委員	<p>第3次計画の8ページの中ほど(3)職員は次のことを心がけとあり、その中には急発進や急加速、空ぶかしをしないと書いてあります。委員ご指摘のように、職員には徹底できてないということかもしれません。計画を作った以上、いろいろな機会を見つけて徹底していきたいと思います。</p> <p>実績としては、徐々に成果は出てきているということですが、それだけでは決して満足ということではございません。</p>
会長	<p>ごみ収集の職員は環境創造課には属していないと思いますので、環境創造課から委員のおっしゃった意見をお伝えさせていただきたいと思います。</p>
委員	<p>そうですね。言わないと分かりませんので、伝えたいと思います。</p>
委員	<p>了解しました。</p>
委員	<p>ごみ収集に関して、業者委託されている分があると思うんですが、その分は入れているんですか？</p>
事務局	<p>業者委託の分は基本的には入れておりません。</p>
委員	<p>ということは、急発進しているのは業者委託の人がそうしてるかもしれないということもあるのでは？</p>
委員	<p>おそらく職員です。毎日のように急発進です。意識がないですね。</p>
委員	<p>業者委託されているのであれば、業者と市の職員とは一般市民はよく分からない点があるので、やはり委託業者についてもこういうことは守ってくださいと伝えていただきたいと思います。</p>
事務局	<p>そうですね。</p>
委員	<p>危険です。8時や9時ですとまだ学校の通学途上ですから。我々コミュニティとしては、危険を避けなければいけませんから。</p>

会長	はい、委員どうぞ。
委員	<p>用紙については、改善されてる面もありますが、どうしても達成されないという理由に対して、甘くはないのでしょうか、何か大きな要因があるのではないのでしょうか？</p> <p>他は達成状況見れば、一部△がありますけど、ほとんどはちゃんと達成されてますけれども、用紙だけが課題になっているようです。</p> <p>特に外注分は減っていると思いますが、コピーが大きなウエイトを占めているように感じるのですが。さっきご説明ありましたが、まだもう少し改善する余地があるのではないかと思います、いかがでしょうか？</p>
会長	用紙の使用は温室効果ガスの発生にそれほど重要な要因を占めていませんが、しかし、用紙の使用が増えていることは資源のムダ使いということにもなりましょうから。
事務局	<p>委員がおっしゃるように、この8項目の中で2番だけいつも毎年×になっておりまして、毎年この状況を市の中での統括推進委員会という組織、各部庶務担当課長級が集まる所でこの原因は何が考えられるだろう、これを改善するにはどうしたらいいんだろうという話を毎年して、いろいろな案がでてきているんですけども、やはり市民サービスを低下しない中でやっていかなければならない、例えばこういう会議で資料がないという訳にいかないし、できるだけ両面コピーをして削減に努めているなかで、社会システムという大げさですが努力しつつも難しい点もあるのは事実です。</p> <p>ただ、そればかりは言ってもらえませんので、毎年この用紙類については統括推進委員会で各部の担当の者に何か方法を考えようということで、例えばコピー機のところに両面印刷をしましょうとか、裏面を使いましょうというシールを貼ったり、小さな努力はしていますが、なかなか成果に現れてきません。</p> <p>ひとつの考え方として、部ごとに目標を定めたらどうか、基準を設けたらどうか、という案も出ましたが、今のところ実現には至っていません。難しい問題で、話し合いはしているものの、実際数値として効果が上がってきていないのが実情です。</p>
委員	市民サービスが低下するようでは困るのですが、やはり目標をもって、温暖化に対しては大きなウエイトはないにしても、資源に対しては大きなウエイトがあるので。外国から輸入している分がほとんどなので、ひとつ目標を立てていただけたら、来年から改善されるのではないかと思います。
会長	分かりました。その方向で一層の努力をお願いいたします。
委員	<p>第2次の中の7番目ですが、公共工事における再利用ということですが、国土交通省でも再利用率はコンクリートやアスファルトは90%を超える目標になってるけど、発生土、木材はそんなに高い数字ではないと思います。一律80%という書き方をされると、23%や27%があるじゃないかという見方をされると思うのです。</p> <p>公共工事において一律80%という設定自体が他に見たことのない設定なので、その点はどうかと思います。また、もう一点は逆にコンクリート塊はほぼ100%あったものが、突然95%に下がったのはなぜかということと、3つめは、全体的に右下がりというのは目標に対して、もう少し同じレベルまでいってほしいかなど。</p>

	<p>コンクリート塊、アスファルト塊は全国的に90%を超えて当たり前という感覚でおられると思いますので、95%の高い数字でもないと思います。</p>
<p>会長</p>	<p>第2次計画実績報告の7番、公共工事における建設の再利用の点です。発生土の再利用率は20数%ですが、コンクリート、アスファルト塊は100%の数字です。なぜこんな数字になるのか、具体的に説明をしていただけますか。</p>
<p>事務局</p>	<p>コンクリート塊の95%の内容は把握できていないのですが、発生土につきましては、公共工事の全体の量がかなり減っています。</p>
<p>委員</p>	<p>量ではなくパーセントを聞いています。</p>
<p>事務局</p>	<p>パーセントですが、例えば下水管を入れる時に、まず掘削して、その土の状態がよければ埋め戻しに使うて再利用になるわけです。ところが、土の状態が悪くてそれを埋め戻したらジュクジュクになって道路の状態が悪くなります。</p>
<p>委員</p>	<p>その状況を言うと、年度ごとの目標は場所によって作れませんよね。</p>
<p>事務局</p>	<p>おっしゃるとおりです。当初の設定の80%は、少し無茶な設定だという評価はできると思います。</p>
<p>委員</p>	<p>そういう意味では80%の設定自体がどうかなど。コンクリート、アスファルト塊は90%でいいと思うんですが、他は80%は最初から無理だと思います。こういう設定でよろしいかということをお尋ねしたいです。一律80%といわれても、それは全国を見ても無理だとも思います。</p>
<p>会長</p>	<p>一律の再利用率にせず、少し分けてはいかがですか。</p>
<p>事務局</p>	<p>3次の計画にはあえてこの目標値には再利用率何%というものはあげてないんです。しかし、内部的にはもちろん把握して、数値はお示ししようとは思いますが、ただ、80%でOKかだめかというのは、3次には示さないようにしております。</p>
<p>委員</p>	<p>言いたいのは、あくまでコンクリート、アスファルトは全国的に見ても90%でいいんです。ただ他は80%は最初から無理だと思うので、それをあえて書いた意味があるんですか、とお尋ねしたかったのです。</p>
<p>会長</p>	<p>委員のご指摘に基づいて、もう少し事務局でも工夫していただくのがいいと思います。</p>
<p>委員</p>	<p>照明なんですけど、県庁にいきましたらLEDの照明に切り替えつつあると聞いております。高価なものとは思いますが、それについては何か今後していられるのでしょうか？</p>
<p>事務局</p>	<p>例えば今、本庁の蛍光灯はHF型といって蛍光灯としては最新の省エネタイプのものがほとんどついてます。旧タイプの方は、エネルギー消費が悪いので、今後LEDなり最新のHFなりに替えていく予定です。電灯の協会が出している資料によりますと、蛍光灯に関しましてはLEDと最新のHFにおきましてはまだ若干HFの方が省エネが進んでいるというのが見解になっておまして、もうしばらくは今の蛍光灯の状態の方がよろしかろうかと思っております。時間の問題でLEDの方が省エネになるかとは思いますが、ここ2、3年は最新のHFの方が省エネ効率</p>

委員	<p>がいいということです。</p> <p>庁内の照明は今のところそういうことですが、市道の上の街路灯などは、順次LEDに替えていこうということで、新年度以降取り組むことにいたしております。</p>
会長	<p>委員の皆様から、有益なご質問、ご意見がございました。これを活かして事務局の方で計画の作成の場合に十分工夫をしていただきたいと思います。</p> <p>続きまして議題（２）環境保全条例の改正経過報告について、事務局から報告をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、次の（２）の環境保全条例の改正経過報告をさせていただきます。</p> <p>本市環境保全条例につきましては、冒頭の会長のお話にもありましたように、昭和４８年に制定し、制定後３７年になろうとしています。</p> <p>当審議会では、平成１５年６月に「新しい課題に適應した川西市の環境施策のあり方」について、市長から諮問を受けまして、平成１７年１２月にこの諮問事項のうち、「環境基本条例のあり方について」の答申を、また、平成１９年３月に川西市の環境施策の基本指針となる「環境基本計画のあり方について」の答申も行いました。</p> <p>その後、審議会としては、環境保全条例が、平成１８年に制定された環境基本条例との整合を図る必要があること、そして、今日の社会情勢や環境施策にずれが生じているため適合させる必要があることから、環境保全条例の改正が諮問事項に対する残された課題であるとして、検討に入ることとなりました。</p> <p>条例の改正には法的な専門性が必要となることから、行政法を専門とする３名の学識経験者で構成する専門委員会を設置し現在検討を重ねているところです。現時点まで計１１回（今年度中にあと１回）専門委員会を開催しております。そして今後、専門委員会での協議がまとまれば、専門委員会から市長に報告をいただき、それを受け市長から当審議会に報告し、改めて審議会でご審議いただく予定としております。</p> <p>それでは、これまで専門委員会でご協議いただいている環境保全条例の改正作業の経過報告をさせていただきます。</p> <p>まず、環境保全条例改正の趣旨でございますが、本市の環境保全条例は、昭和４８年１０月に公布し、昭和４９年４月から施行したもので、制定から３７年が経過し、当時は、高度経済成長期の末期で、昭和４０年代の公害発生の教訓から先進的な公害対策行政が社会から切望されていた時代でありましたが、現在は、公害規制を含む公害関係法令はほぼ整備されており、現在では自然環境・生活環境・歴史的文化的環境の保全のみならず、地球温暖化を防止し地球環境の保全に貢献するため、行政のみならず、市民や事業者も一体となって環境問題に取り組まなければならないという時代になってきております。また、環境基本条例が環境審議会の答申を受けて、平成１８年７月に制定されましたが、その基本理念や内容において環境保全条例と齟齬が生じていることもあり、改正が必要とされたものです。また、環境保全条例の規定そのものが複雑でわかりにくい構成になっているので、できるだけ理路整然としたわかりやすい構成に見直すということでスタートいたしました。</p> <p>専門委員会の開催状況は、別添資料のとおりでございます。</p> <p>１９年度、２０年度では、主に環境基本条例との整合性について検討いただきました。２１年度からは、具体的な規制内容について許可対象事業や、許可基準について議論していただきました。</p>

そして、今年度につきましては6月、7月、11月と3回開催しております。6月には、かねてより環境保全条例で規制できないかと議論がされています空き家対策について、全国ですでに制定されている条例や本市で実施しているコミュニティスペース事業、さらに他市の空き家バンクなどの取組例などを集め検討を行いました。空き家による被害や迷惑は防犯、防災上の問題、不衛生、なんとなく不気味といった内容で、環境保全条例で規制するより、まちづくり施策等の市全体で改めて検討すべきでないかということ意見もあり現時点では見送る方向です。

また、許可基準について、現行では工場が新規に設置される場合、保護施設からの制限距離を設けていますが、その保護施設について学校、病院、図書館、保育所はわかるが文化財、上水道施設、公園を保護施設とする意味や制限距離が50mであったり100mであったりすることの意味などを議論し、保護施設は特に静穏を要するものとして限定するほうがいいのではないかと、そのほうが条例をわかりやすくすることからもいいのではないかとのご意見などをいただいています。

次に今年度の2回目、7月の専門委員会では、環境配慮指針についてを議題とし検討を行いました。本市環境基本計画では、環境への取組みの体系として市、市民、事業者のみんなで取り組む環境配慮指針というのを設けておりますが、事業者の具体的な環境配慮指針の取組みとして、環境保全条例で新たに開発事業を実施しようとするものに対して、環境に配慮するための指針を明示し、新たに開発する事業が環境に配慮されたものとなるよう求めていく、このことにより環境基本条例、環境基本計画との整合性を図ろうとすることで検討を行いました。

11月の専門委員会では、これまでの議論を踏まえて改正条例案全体について検討をしていただいています。

そして、今月28日には今年度第4回目の専門委員会を開催して、改正案についての庁内関係課からの意見を示し、前回に引き続き改正条文案などを検討する予定です。

前段にも述べましたが、事業所への規制を中心とする環境保全条例が制定から37年が経過し、公害関係法令もほぼ整備されてきた中で、時代の流れとともに全体的には新たに規制を加えるよりも廃止する項目が多くなっております。

また、今後のスケジュールにつきましては、できるだけ早急に専門委員会での検討を終え、その後、審議会で環境保全条例の改正についてご議論いただけるように進めていきたいと考えておりますが、なにぶん広範囲にわたる条例であり、かなり時間が経過しております。

今後いつごろ専門委員会の最終報告が出るのか、まだまだ未定でございますが鋭意努力していきたいと考えています。

以上で簡単ですが環境保全条例改正作業の経過の報告とさせていただきます。

会長

どうもありがとうございました。  
お聞きいただいたように、今日は、この問題について、審議会の皆さんから意見を徴収する場ではないように思いますが、何かご要望がございましたら、ご発言いただきたいと思っております。

委員

この保全条例を見ると、古いだけに緑化の問題ではかなりずれているように感じますが、その辺が修正されて次回出てくるということですのでよろしいですか。

事務局

ただいまご指摘いただきましたように、保護樹林、樹木のこととも条例上規定しまた具体的に検討もしてきた経緯がございます。それが、環境保全条例という

切り口だけではなくて、環境基本条例というかたち、自然環境の中で捉えるべきではないかということで、新たに制度を設けたわけです。

この環境保全条例ができました頃につきましては、水質汚濁防止法はございましたが、騒音規制法とか振動規制法、悪臭防止法などは、まだ未制定の段階でまだまだ川崎、横浜の自治体の公害規制が先行していた時代で、それを受けて川西としても環境を守るために、市としての施策を講じる必要があるということで、ペットの飼い方から、非常に幅広く、市としてできる範囲の規制を盛り込んでいくということでした。それが、今の時代に合っていない面もございますので、その見直しもさせていただきたいです。ただ削除するとなりますと、環境規制の後退という形にも理解されますので、そういうことにならないように、市の環境を守るという基本スタンスはさらに充実させる中で、時代とマッチしない部分を修正をするため、専門委員の皆様はその点でアドバイスをいただいているということでございます。

会長

他にご意見はございませんでしょうか。

専門委員による環境保全条例の検討、修正作業がまとまりましたという報告を我々審議会がうけて、審議をするわけですが、慣行ではまず、学識経験者が審議をして、その後、全体の審議会で審議をしていただくことになっているようですが、そういう2段階はやめて、最初から全体の審議会にかけて、委員全員で審議したいと考えております。こういう風に前回の審議会で決まりましたので、改めてご報告申し上げます。

この辺りで2つの議題は終わることにして、3の「その他」に移ります。その他として、「環境の概況について」と「23年度の新規環境施策について」が次第に記載されていますが、このことについて事務局からご説明ください。

事務局

まず、環境の概況についてでございます。市では、毎年、環境のデータや環境基本計画の取組みの報告などを取りまとめたものを環境の概況としてまとめております。

このたび、22年度版を作成いたしましたので、本日配布させていただきます。

なお、この冊子は、明日以降、市役所2階の市政情報コーナーで過去の分も含め閲覧いただけるよう備え、図書館、公民館等に配布いたします。また、市のホームページにも掲載し希望する方にはいつでもご覧いただけるようにするつもりでございます。

ぜひご一読いただき、改良すべきことや何かお気づきのことがありましたら、当課までご連絡いただきましたらうれしく思います。

次に、23年度の新規環境施策についてでございます。

現在、3月市議会の会期中でありこの議会で来年度予算の審議をしていただいておりますので、確定ではなくあくまでも予定でございますので、よろしく願います。

まず、エネルギーの使用に関する計画書等の作成業務委託を行います。

これは、エネルギー使用の合理化に関する法律が改正され、昨年4月から施行されましたが、事業所ごとに各施設のエネルギー使用量を合算して、1年間で1500k1を超える事業者が特定事業場として規制対象になりました。

これにより、本市では新たに市と市教育委員会が対象となりました。なお、市立川西病院は法律改正前から単独で1500k1を超えていたため、改正後もそ

のまま規制対象となっています。

対象になりますと、それぞれの所管する施設のエネルギー使用状況を把握しエネルギー使用に関する中長期計画、定期報告を作成し、省エネに取り組むことが義務付けられることとなります。そして、中長期計画書等を提出するに当たっては、市や教育委員会の各施設、たとえば市であれば市役所本庁者、温水プール総合体育館、分庁舎、みつなかホールなどの各施設における設備ごとの台帳の整備やエネルギー使用の合理化を図るための管理標準の作成、管理標準に基づくエネルギー使用の合理化の実践を行う必要があります、これらにかかる計画書の作成業務等を市と市教育委員会分を一括して委託しようとしているところで、昨年12月に補正予算を組み、2カ年度にわたる債務負担行為として承認をいただき、本年1月から来年3月までの委託契約を締結しています。

次に、市役所に太陽光パネルを設置し、環境啓発を図ろうと考えています。

市役所庁舎南玄関の上部に約3kwの太陽光パネルを設置するとともに、その発電状況を示すモニターを市役所1階市民課横の市民ホールに設置し来庁者に太陽光発電などの自然エネルギーのことや地球環境問題の啓発を図ろうと考えています。

次に、住宅用太陽光発電システムの設置補助でございます。

市民の方で、住宅に太陽光発電システムを設置する人に原則として1kwあたり3万円、上限10万円の補助を行う予定です。ただし、市内の事業者が工事を請け負った場合には1KWあたり4万円、上限12万円の補助を行う予定です。

このほか、以前からの路上喫煙・ポイ捨て防止の啓発活動は、来年度も引続き続き川西能勢口駅前の防止モデル区域等で行いたいと考えています。

また、環境創造課の直接の業務ではございませんが、兵庫県のレッドデータブックにBランクとして指定されているエドヒガン群落などについて、市の天然記念物としての指定が行われるよう、市教育委員会の文化財審議会委員会に働きかけを行いたいと考えております。

以上、3 その他の報告でございます。何とぞよろしくお願いいたします。

会長

冊子としてまとめておられます環境の概況につきましては、ご自宅で読んでいただければ結構かと思えます。

もうひとつ説明がありました、平成23年度の新規環境施策は、今、市議会で審議中でまだ確定していないものでございますが、3つの新しい事業を計画しておられるようでございます。

ただいまの説明につきまして、ご意見をお願いします。

委員

今回、エドヒガン、あるいは台場クヌギについて天然記念物指定の方向に努力していただいております。

川西市は里山日本一といわれるものであり、エドヒガンに関しては兵庫県下でこれだけ集中的に分布している地域はここだけという非常に優れた自然環境を持っています。天然記念物指定に続きまして、今現在、市長が環境概況の中に書かれておられますように、生物多様性保全に対して非常に大きく動いております。兵庫県ではすでに一昨年度、生物多様性兵庫戦略を作成し、今年の3月に神戸市、明石市が生物多様性神戸市戦略、生物多様性明石市戦略を策定しました。現在、多様性戦略の市版を策定しているところが、西宮市と加古川市です。来年度、今年の4月から策定に動きますのが、宝塚市、伊丹市、加東市で

会長	<p>す。それぞれ市版の生物多様性をどう守っていくのかということです。</p> <p>川西は非常に重要な自然がたくさん残されています。例えばこの前見つかったばかりですが、川西南部の栄根で兵庫県で2箇所しか分布していないような植物が新たに見つかっております。</p> <p>このように川西の自然全体をどう保全していくかというのは、非常に大きな問題ですので、ぜひ来年度に予算取りをお願いしたいと思います。</p> <p>本日は有益なご意見をいただきまして、大変ありがとうございました。 これで本日は閉会させていただきたいと思います。</p> <p>どうもお疲れさまでした。</p>
----	--